

平成28年度学校監査指摘事項及び措置状況

教育委員会

指摘事項	措置状況
<p>1 特別支援教室事業の巡回指導教員における不適切なサービス管理について</p> <p>ア 出勤簿への押印が複数校で重複している日があった。 (八雲小学校、東根小学校、宮前小学校)</p> <p>イ 出勤記録がいずれの学校にもなく、勤務状況が不明な日があった。 (八雲小学校、東根小学校、宮前小学校)</p> <p>ウ 拠点校の週休振替日と巡回校の出勤日又は拠点校出勤日と巡回校の週休振替日が重複している日があった。 (八雲小学校、東根小学校、宮前小学校)</p> <p>エ 巡回校の勤務日に年次有給休暇を取得した際、拠点校で処理すべき年次有給休暇の申請を漏らしているものがあった。 (東根小学校、宮前小学校)</p> <p style="text-align: center;">【教育指導課】 【教育支援課】</p>	<p>特別支援教室巡回指導教員のサービスについては、平成28年2月17日付け目教指第7911号により、各小学校長宛て通知を發出し、サービス管理の徹底について周知を図ったところである。しかしながら、複数校で指摘を受けたことを重く受け止め、学校職員出勤記録及び出勤整理規程をはじめ、学校職員のための勤務時間等の手引等に基づく適切な処理が執行できるよう、改めて各小学校長宛て周知徹底を図るなど、適切なサービス管理に努める。</p> <p>これを受けて、12月と1月の小学校長会・小学校副校長会の場で説明を行ない、巡回指導教員に対しては12月の実施委員会の場で平成29年度に向けて周知を図った。</p> <p>また、今後はどの学校においても巡回指導教員の動向を把握することができるよう、出勤時間や年休取得状況、拠点校の振替休日等を鉛筆等で拠点校・巡回校双方の出勤簿に記載するよう指導した。さらに、巡回校の出勤簿の写しを毎月末に拠点校に送るよう、平成29年1月31日付け目教指第7635号の通知に盛り込んだ。</p> <p>新年度の校長会や副校長会においても、巡回指導教員の勤務について説明を行い、徹底を図る。</p>
<p>2 校長交際費の不適切な執行について</p> <p>校長交際費の支出に関し、八雲小学校においては、「神社祭礼奉納金」として、地域関係団体に対し3件15,000円、神社に対し1件5,000円を支出していた。そのうち3件については、領収書がなく、学校側で作成した交際費支払確認書により処理していた。</p> <p>また、向原小学校においては、「八町会祭礼祝い」として、地域関係団体に対し「祭礼奉納清酒代」を1件16,136円支出していた。</p>	<p>両小学校について、領収書及び交際費支払確認書等の内容を点検し、領収書の原則徴取、交際費収支報告書及び領収書等の写しの提出、支払内容及び添付資料の確認等の処理や、学校運営課への適切な報告・確認・清算手続を行うよう周知徹底した。</p> <p>学校運営課においても、交際費収支報告書及び領収書等の写しを毎月点検するなど事務手続を厳格化し、校長交際費の適正な執行に努める。</p>

<p>(学校運営課、八雲小学校、向原小学校)</p> <p style="text-align: center;">【学校運営課】</p>	
<p>3 給与事務における事務処理を誤っていたものについて</p> <p>年次有給休暇取得日あるいは修学旅行引率日で指導を行っていない日に、顧問教員の部活動指導者謝礼が支給されていた。</p> <p>(緑ヶ丘小学校、第十中学校)</p> <p style="text-align: center;">【学校運営課】</p>	<p>今後は、謝礼算定の基礎となる部活動日誌と出勤簿、旅行命令簿、休暇・職免等処理簿との照合を確実に行った上で、部活動日誌を学校運営課へ提出するよう文書により学校へ周知・徹底していく。</p> <p>また、部活動日誌を提出する際に出勤簿の写しを添付させ、学校運営課においてもダブルチェックを行うことで、再発防止に努める。</p>
<p>4 現金の出納管理における事務処理が適正でなかったものについて</p> <p>ア 部活動に伴う大会等参加に係る生徒旅費について、教育委員会事務局への請求が、4か月又は5か月遅れていたものがあった。</p> <p>(第十中学校、目黒中央中学校)</p> <p>イ 学校長口座へ振り込まれていた部活動に伴う大会等参加に係る生徒旅費について、保護者への支払をその都度行わず、6か月以上遅れたり2回分まとめていたものがあった。</p> <p>(第十中学校、大鳥中学校)</p> <p style="text-align: center;">【学校運営課】</p>	<p>ア 部活動に伴う大会等参加に係る生徒旅費については、毎月定められている期限までに請求するよう文書により学校へ周知・徹底する。</p> <p>イ 学校宛てに送付している学校長口座への振込通知に、入金後は速やかに関係者へ支払うよう明記し、学校へ周知・徹底する。</p>